

クレジット債権管理士資格認定試験等に関する内規

(令和3年4月1日改正施行)

(目的)

第1条 本内規は、クレジット債権管理士認定制度細則（以下「細則」という。）第6条の規定に基づき、クレジット債権管理士資格認定講座、認定試験を実施するために定める。

(受講、受験手続等)

第2条 試験の受験手続等とは、原則として一般社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）の会員が、これに関連のある企業等又は業務を委託している企業等を含めて、第3条の受講資格を確認の上、一括して本会に対し受講の申込みを行うものとする。

2 受験手続きについては、原則として、前項の受講手続きと合わせて申込みをするものとする。

なお、前項の受験資格者で、再度受験をする者については、別途所属する企業等を通じて申し込みをするものとする。

3 前2項にかかわらず、本会が認めたときは、受講者又は受験者が直接申込みことができるものとする。

(受講資格)

第3条 クレジット債権管理士認定講座（以下、「認定講座」という。）の受講資格は、細則第3条に規定する者とする。

(認定試験の受験資格者)

第4条 クレジット債権管理士認定試験（以下、「認定試験」という。）の受験資格者は、細則第3条の受講資格を充たし、かつ、第5条に規定する認定講座の修了者とする。ただし、修了年度を含み3年以内の者に限る。

(認定講座)

第5条 認定講座は、次の各号に定めるところにより実施する。

- ① 講座は、通信の方法により実施する。
- ② 講座の期間は、人材育成部会クレジット債権管理士資格審査分科会（以下「分科会」という。）が定める期間（課題提出2回以内）を設ける。
- ③ 講座の内容は、次のとおりとする。

法 規	割賦販売法、貸金業法、特定商取引法、消費者契約法、民法、 商法、会社法、犯罪収益移転防止法、民事訴訟法、民事執行法、 破産法、民事再生法、刑法、その他関連法規
知 識	顧客管理、電話督促、文書督促、訪問督促、法的請求、弁護士等へ の対応、金利計算（手数料、遅延損害金、早期完済）、その他

④ 分科会は、課題を期限内に提出し、これらすべての課題について70点以上の成績を得た者を修了者と認定する。

なお、本会は、修了者に対し受験資格を付与とする。

⑤ 認定講座の受講料については、別に定めるものとする。

（認定試験の内容）

第6条 認定試験は、次の各号に定めるところにより実施する。

- ① 認定試験は、C B T（Computer Based Tasting）又はP B T（Paper Based Tasting）により、分科会が定める試験期間及び試験回数を設ける。
- ② 認定試験の時間は、90分以内とする。
- ③ 認定試験は、前条第3号の範囲とし、その内容は分科会が決定する。
- ④ 分科会は、認定試験で70点以上の成績を得た者を合格者と認定する。
- ⑤ 認定試験で70点未満の成績であった場合は、当該試験期間において、分科会が定める回数（3回以内）の受験ができるものとする。
- ⑥ 認定試験の受験料については、別に定めるものとする。

（資格取得者研修）

第7条 細則第8条第1項に定める研修は、分科会において定める。

2. 前項の研修の受講料は、別に定めるものとする。

（改 廃）

第8条 本内規の改廃は、分科会において審議を行い、人材育成部会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本内規は、平成21年4月1日に遡って施行する。
2. 本内規の改正は、平成22年4月1日に遡って施行する。
3. 本内規の改正は、平成24年4月1日から施行する。
4. 本内規の改正は、平成25年4月1日から施行する。
5. 本内規の改正は、平成30年4月1日に遡って施行する。
6. 本内規の改正は、令和2年4月1日から施行する。

7. 本内規の改正は、令和3年4月1日から施行する。